



大津市公報

平 成 29 年 7 月 3 日
第 2 2 2 9 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

| | | |
|-----|--|---|
| 140 | 道路の区域の変更について..... | 1 |
| 141 | 道路の供用の開始について..... | 1 |
| 157 | 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に行わせることとした日について..... | 2 |
| 158 | 児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の廃止の届出について..... | 2 |
| 159 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の廃止の届出について..... | 2 |
| 160 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定について..... | 2 |

告 示

大津市告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成29年6月15日から同月30日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

平成29年6月15日

大津市長 越 直 美

| 路 線 名 | 区 間 | 変 更 の 前後の別 | 敷 地 の 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-----------|---|---------------|---------------------|---------------|
| 市道幹1077号線 | 大津市衣川一丁目字坂尻1095番1地先から 大津市衣川一丁目字坂尻1095番1地先まで | 変更前 | 16.0 | 4.0 |
| | | 変更後 | 最小16.0～最大20.0 | 4.0 |
| 市道幹2002号線 | 大津市伊香立下龍華町字西出町307番地先から 大津市伊香立下龍華町字西出町304番3地先まで | 変更前 | 最小 4.7～最大 5.0 | 18.6 |
| | | 変更後 | 最小 4.9～最大 7.0 | 18.6 |

(平成29年6月15日揭示済)

大津市告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成29年6月15日から同月30日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

平成29年6月15日

大津市長 越 直 美

| 路 線 名 | 区 間 | 供用開始年月日 |
|-----------|--|--------------------|
| 市道幹1077号線 | 大津市衣川一丁目字坂尻1095番1地先から 大津市衣川一丁目字坂尻1095番1地先まで | 平成29年6月15日 |
| 市道中4312号線 | 大津市馬場二丁目字日尾259番11地先から 大津市馬場二丁目字日尾270番4地先まで | 平成29年6月24日 |
| | 大津市馬場二丁目字日尾270番4地先から 大津市馬場二丁目字日尾270番6地先まで | 平成29年6月24日 午後2時 |

(平成29年6月15日揭示済)

大津市告示第157号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第49条第1項の規定により、平成29年7月3日から、特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に行わせることとしたので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年7月3日

大津市長 越 直 美

大津市告示第158号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

平成29年7月3日

大津市長 越 直 美

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 設置者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 | 事業所番号 |
|--------|----------------|----------|----------------|-----------|------------|
| ゆい相談所 | 大津市逢坂一丁目14番14号 | 有限会社ゆいゆい | 大津市逢坂一丁目14番21号 | 平成29年4月1日 | 2570100160 |

大津市告示第159号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

平成29年7月3日

大津市長 越 直 美

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 設置者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 | 事業所番号 |
|--------|----------------|----------|----------------|-----------|------------|
| ゆい相談所 | 大津市逢坂一丁目14番14号 | 有限会社ゆいゆい | 大津市逢坂一丁目14番21号 | 平成29年4月1日 | 2530100037 |

大津市告示第160号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

平成29年7月3日

大津市長 越 直 美

| 名 称 | 所 在 地 | 自立支援医療の種類 | 医療の種類 | 指定年月日 |
|----------|---------------|------------|-------|-----------|
| うさぎナースケア | 大津市松本二丁目8番10号 | 育成医療及び更生医療 | 訪問看護 | 平成29年4月1日 |